

## 第 3 章 協議結果概要



## 第3章 協議結果概要

先方関係機関との協議、入植者など関係者との意見交換及び現地踏査の結果、本件は旧サトウキビ農場の再開発モデル計画として、新規入植者と地元住民双方を対象に、先方政府も含めた関係各者の意向、希望、能力などをじっくりと聞きながら調査を実施し、農業開発と社会開発のバランスを考慮した計画策定の必要性が確認された。さらに本件は、関係者の事業実施・維持管理能力・営農技術に応じ、小規模でも目に見える形での事業、活動などを実施し、その過程で関係者との相互理解を図る必要性が認識された。

また、将来的には本件開発をモデルとし、全国の類似地区の類型化及び情報整備や農地庁が既に進めている地域住民の参加型開発の継続的实施を促しつつ、全国に50あまりあるとされる旧サトウキビ農場の再開発に際して開発手法が応用可能な計画となる必要性も確認された。

主な確認事項、聞き取り内容は次のとおり。

### 3 - 1 調査目的及び範囲(対象)

マスタープランについては、多数ある元サトウキビ農場の土地条件、社会条件などを調査し類型化を図るため基本的に全国を対象とした調査を実施する。

一方で、農業開発と社会開発(生活向上、所得創出など)とのバランスの取れた開発計画策定のため、入植用地に加え、ラ・ルイサを構成する4村を対象としてパイロット事業を実施し、その結果を計画のモデル化に活用する。

調査工程に関し、協議中農地庁側から、「パイロット事業は12か月間を想定しているが社会開発を含む総合開発であることを考えるとやや短いのではないか」との意見も出されたものの、開発調査以外の事業の提案も念頭におきつつ、事前調査時点ではS/Wのとおりパイロット事業を含み25か月間で合意した。

### 3 - 2 連絡協議会

事前調査中に開催された第4回連絡協議会の出席機関は、農地庁、大統領府技術庁、保健省、水利庁、上下水道庁、日本人入植者、日本大使館、JICA事務所、事前調査団、ほかであった。

今後は、本格調査の内容により関係すると考えられる機関などを検討し、本格調査開始時に先方に示し合意を得つつ、本格調査中適宜連絡協議会を開催していくことが望ましい。

### 3 - 3 農地庁、入植者ほか関係者の意向

土地受領の意向を表明している世帯の方々との意見交換会においてあげられた意見は、以下のとおりである。

入植予定者の多数は、サラリーマン・自営業など農業以外の職業で生計を立てており、すぐさま入植地で農業を行いたいと考える者は少ない。

事前調査時点では果樹・牧畜の希望者が多い(野菜・水田の希望者は少ない)が、意志を固めたわけではなく、じっくり時間をかけて利用方策を検討したいという者が多い。

統一要望事項としては、1)外周を囲う柵の設置(放牧牛などの侵入防止；法律上地権は柵の設置をもって担保されるとの話有り)、2)圃場内の農道の設置(車両すれ違いが可能な幅員を確保)、3)保健設備及び水道設備の整備、が挙げられた。

また、そのほかに、「周辺居住地の生活環境の改善、現地住民への農作業委託などにより、地域コミュニティの繁栄と先住者・入植者相互の信頼関係の構築を図りたい。」「土地をもらうからには、恥ずかしい使い方はできないので上手に農業利用したい。」「地域内に5～6か所の井戸が欲しい。」といった意見があげられた。

総じれば、「現在の生活や土地の現状から、今すぐに対象地域に移り住むことはにわかには考えにくい。むしろ、周辺地元住民の理解を得つつ、じっくりと時間をかけて土地の利用を検討したい。農業に関しては、栽培試験を拡大・継続するための土地の提供は可能である。地元住民との融和を図るための公共施設建設などに対する協力も可能である。将来的に有効な土地の利用方法の検討と地元住民との相互理解を図るためには、目に見える形での成果が出るような調査を希望」していることが確認された。

一方、周辺住民の動向については、現地の聞き取りによると、住民側も当初は外国人が突然入ってくることにに対する不安感から、入植予定地における栽培試験圃の杭を壊すなどの嫌がらせ行為があったものの(第5章に添付の吉井企画調査員報告書(8月分)参照)、現地日本大使館ほか関係者の真剣な説明や、例えば風車の補修による生活用水の確保など、入植地だけではなく周辺集落の生活改善に成果が目に見える形で現れてきた結果、先方農地庁、入植者、地元住民がそれぞれが自らに裨益する開発方法の重要性を認識し、相互の信頼が醸成されているように見受けられた。パティ(対象地域内の一村落)でも、住民組合の代表と話したところ、「現在では現地の住民感情も落ち着いているように見える」との情報を得た。したがって、今後の本格調査実施にあたっては、先方政府関係機関も含め、入植者、地元住民等の意向などを適切に把握しながら相互の理解を深めていくことが重要と考えられる。

### 3 - 4 農地庁所有の建設機械の活用

農地庁は、入植地における農地整備事業の効率化を図ることと、1998年の大型ハリケーン(ジョージ)の被害復旧を目的として、日本の無償資金協力を得て農地整備用機材(重機など)を購入し、これまで入植地の造成や再開発に使用してきた。

本件開発調査においては、全国の旧サトウキビ農場の再開発のために購入した機材を含む農地

庁所有の建設機材のより有効な活用方法を提案するとともに、開発調査の一貫として実施する予定のパイロット事業に際して計画した使用方法を試行することが可能である。協議の場では、農地庁側はこの機材の有効活用に意欲をみせるとともに、パイロット事業に際して建設機材の使用に即答で同意するなど積極的な姿勢がみられた。

現在農地庁が所有する機材のうち無償資金協力を利用した購入分は下表のとおりである。

No.	機材名	主要仕様	購入台数
1	モータグレーダ	150 HP、3.7mブレード	4
2	ホイールローダ	140 HP、2.3m <sup>3</sup> バケット	4
3	ブルドーザ	230 HP、21 t 級	4
4	振動ローラ	12 t	4
5	トラッククレーン	25 t	2
6	バックホー	220 HP、0.8m <sup>3</sup> バケット	2
7	水陸両用バックホー	0.8m <sup>3</sup> バケット	2
8	トレーラ	25 t、30 t	2
9	ダンプトラック	8 m <sup>3</sup> 積	10
10	資機材運搬車両	4 WD、ピックアップシングルキャビン	3
11	移動修理用車両	4 WD、ピックアップダブルキャビン	3
12	発電機	150KVA	1
13	水タンク(散水)車	2,100ガロン	4
14	燃料タンク車	3,700ガロン	1
15	クレーン付カーゴトラック	2.9 t クレーン、8 t 積	1
16	ワークショップ用設備・工具		1 式
17	ディーゼルエンジン整備設備・工具		1 式

### 3 - 5 その他

車両をはじめとする基礎的な調査用資機材、カウンターパート研修(本邦あるいは第三国)について農地庁側からの要望をM/Mに記載した。また、ファイナルレポートの一般公開についても合意している。

